

給油取扱所構造設備明細書 記載事項

- ① 「事業の概要」の欄は、例えば「自動車用燃料の給油販売等及びこれに伴うサービス業務を行う」等と記入すること。
また、自家用給油取扱所の場合は、自己所有の車両のみに給油することを明確に記入すること。
- ② 「敷地面積」の欄は、給油取扱所の用に供する部分の敷地面積を記入すること。
- ③ 「給油空地」の欄は、自動車等に直接給油し、及び自動車等が出入りするために必要な給油空地の間口（10 m以上）及び奥行き（6 m以上）を記入すること。
- ④ 「注油空地」の欄は、灯油又は軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンクに注入するための固定注油設備を設ける場合に必要な、注油するための間口及び奥行きを記入すること。
- ⑤ 「空地の舗装」の欄は、給油等する空地の舗装について記入すること。
- ⑥ 「建築物の給油取扱所の用に供する部分の構造」の欄
- ア 屋外給油取扱所にあっては、給油取扱所の建築物の構造を記入する。
- イ 建築物の一部に給油取扱所を設ける場合にあっては、給油取扱所の用に供する部分の構造を記入する。
なお、建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の「階数」の欄は、設置する階を記入する。
例：7階建ての1.2階部分
- 「建築面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の建築面積で、建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定に準じて算定した面積を記入すること。
- 「水平投影面積」の欄は、建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積（ひさし、キャノピー等を含む。）を記入すること。
- ⑦ 「建築物の一部に給油取扱所を設ける場合の建築物の構造」の欄は、建築物の一部に給油取扱所を設置する場合、給油取扱所を含めた建築物全体の構造について記入すること。
なお、屋外給油取扱所の場合は空欄となる
- ⑧ 「上階の有無（給油取扱所以外）」の欄は以下のとおりとする。
- ア 「用途」は、屋内給油取扱所の内、上階に給油取扱所以外の用途を有するものについては、消防法施行令別表第1の項及び用途を記入する。
例：(5) 項口（共同住宅） 3～5階
- イ 「屋根又はひさしの有無」は、上階に給油取扱所以外の用途を有するものについてのみ、屋根又はひさしの有無及び有の場合その長さを記入すること。
- ⑨ 「建築物の用途別面積」の欄は、以下のとおりとすること。
- ア 「第1号」の欄は、給油又は灯油の詰替えのための作業場（床又は壁で区画された部分に限る）のうち、1階の床面積を記入すること。
※ポンプ室、油庫、コンプレッサー室等が該当する。
- イ 「第2号」の左欄は、給油、灯油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入りするものを対象とした店舗、飲食店又は展示場（床又は壁で区画された部分に限る。以下才において「店舗等」という。）のうち、1階の床面積を記入すること。
- ウ 「第2号」の右欄は、店舗等のうち、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（2階以上を含む。）を記入する。

- エ 「第3号」の左欄は、自動車の点検・整備を行う作業場（床又は壁で区画された部分に限る。以下キにおいて「整備室等」という。）のうち、1階の床面積を記入すること。
- オ 「第3号」の右欄は、整備室等のうち、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（2階以上を含む。）を記入すること。
- カ 「第4号」の欄は、自動車等の洗浄を行う作業（床又は壁で区画された部分に限る。）の床面積を記入すること。
- キ 「第5号」の欄は、給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらのために係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所の床面積を記入すること。
- ク 「第6号」の左欄は、消防法施行令別表第1(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途（第1～5号に掲げるものを除く。）のうち、1階の床面積を記入すること。
- ケ 「第6号」の右欄は、各用途のうち、係員のみが出入りする部分を除いた部分の床面積（2階以上を含む。）を記入すること。

※各右欄「床又は壁で区画された部分（係員のみが出入りするものを除く。）の床面積」は300m²以下であること。

※【「水平投影面積」欄】－【「左欄計」欄】÷【「敷地面積」欄】－【「左欄計」欄】＝1/3を超える場合、屋内給油取扱所に該当する。

1/3以下である場合、屋外給油取扱所に該当する。

- ⑩「周囲の塀又は壁」の欄は、例えば「構造等」は「コンクリートブロック塀、壁又は鉄筋コンクリート造」、「高さ」は「2.0m」等と記入し、はめごろし戸の有無を記載すること。
- ⑪「固定給油設備等」欄は、次によること。
- ア 「型式」欄は、固定給油設備及び固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）の製造会社における、型式機種名を記載すること。
- イ 「数」欄は、固定給油設備等の型式機種名ごとの設置数を記載すること。
- ウ 「道路境界線からの間隔」及び「敷地境界線からの距離」欄は、固定給油設備等から道路境界及び敷地境界までの距離が一番近いものの距離をそれぞれ記載すること
- ⑫「固定給油設備以外の給油設備」欄は、固定給油設備以外の給油設備により給油行為を行う場合にその内容を記入すること。
- ⑬「付随設備の概要」の欄は、付随設備の種類、基数及びその概要を記入すること。
- ⑭「電気設備」の欄は、その種類、型式、防爆仕様の有無等について記入すること。
ただし、総合的に「電気設備に関する技術基準を定める省令により施工」と記入することも認められるものであること。
- ⑮「消火設備」の欄は、例えば「第4種ABC粉末 2本」等と記入すること。
- ⑯「警報設備」の欄は、危険物の規制に関する規則第37条で規定する区分のうち、当該給油取扱所に設置したものを記入すること。
- ⑰「避難設備」の欄は、例えば「事務所1階避難口に誘導灯設置」等と概要を記入すること。
- ⑱「事務所等その他火気使用設備」の欄は、例えば「事務所にガスストーブ1台」等と使用場所、種類、台数の概要を記入すること。

⑯ 「タンク設備」の欄は、タンクの概要を記入すること。

例：「地下タンク 30 kℓ×2 基 (S F 二重殻タンク)」、「簡易タンク 600 ℓ×2 基」

※備考に記載のとおり、構造設備明細書（様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ）を添付すること。

⑰ 「工事請負者住所氏名」の欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入すること。